

豊かな自然あふれる「みなかみ町」で暮らしませんか？

春
Spring



夏
Summer



秋
Autumn



冬
Winter



みなかみ町空き家バンク制度

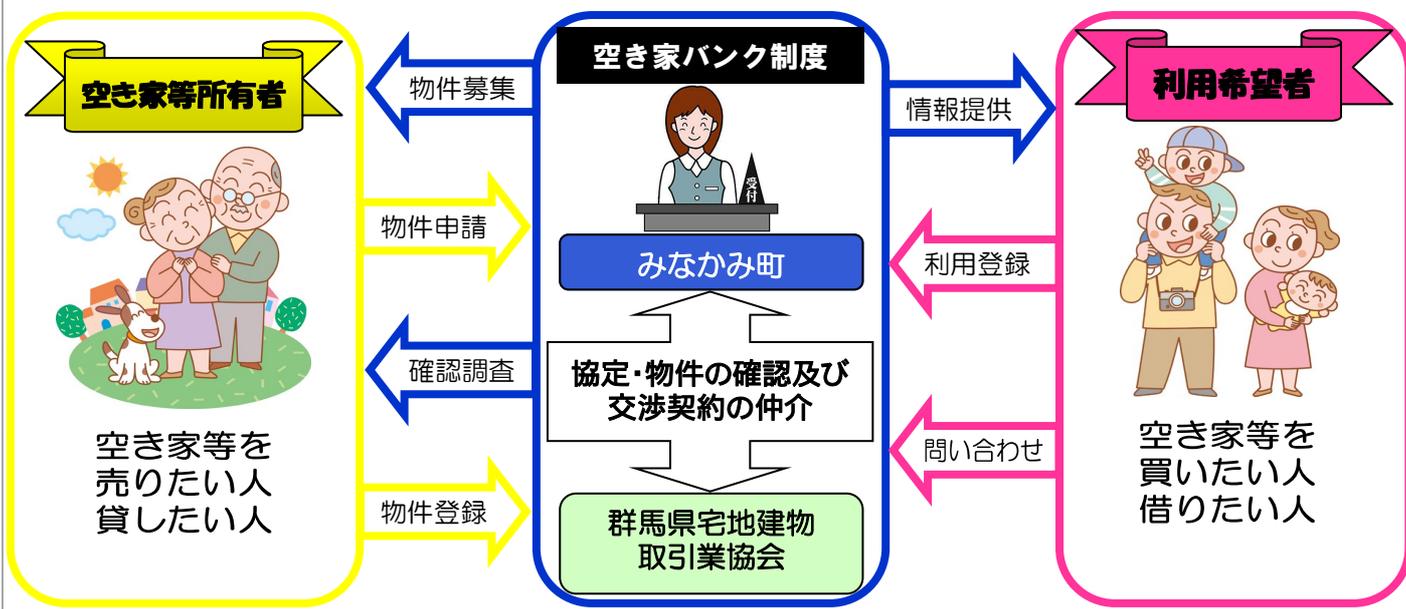
空き家等を利用して、みなかみ町で自分流の暮らしをしよう！

空き家等を★借りたい人・買いたい人★売りたい人・貸したい人へ

みなかみ町では、都会やその他の地域から町内への移住や定住を促進するため「みなかみ町空き家バンク制度」を設置しました。

みなかみ町への「1Jターン」や定住などを検討されている方に物件情報等を提供しております。また、みなかみ町内に「空き家」を所有し、それを「売りたい」、「貸したい」とお考えの方にも制度の利用を案内しております。

みなかみ町空き家バンク制度の流れ



「みなかみ町で暮らしたい方」

●空き家等をお探しの方(借りたい方、買いたい方)

①	●空き家等の情報	●町のホームページ及び窓口で空き家情報の提供を行っています。ホームページがご覧になれない場合や窓口にお越しになれない場合は、資料を送付します。
②	●問い合わせ	●空き家情報に関する問い合わせを電話・FAX・メール及び窓口でお受けしています。
③	●空き家バンクへの登録	●ホームページに掲載している物件以外の情報提供を希望する場合は、空き家バンク情報利用登録をすることで、宅建協会会員から情報を提供します。 ●申し込みは「空き家バンク情報利用登録申請書(様式7号)」へ必要事項を記入し申し込んで下さい。 ※持参又は郵送可
④	●物件交渉の申し込み	●物件の交渉を希望される場合は、宅建協会の担当業者に連絡していただきます。
⑤	●物件の交渉	●担当業者の仲介により交渉となります。
⑥	●契約成立	●空き家等の補助事業に該当する場合は手続きをしてください。

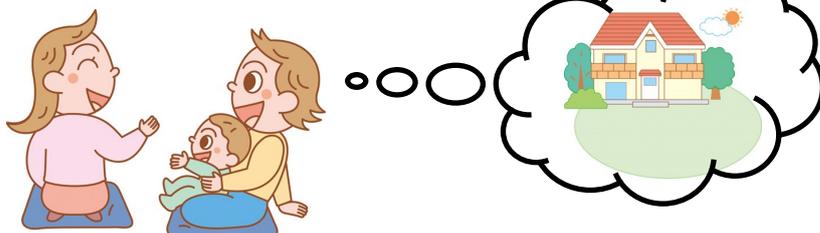
注1：町は売買又は賃貸の仲介を行っていません。

空き家バンク制度では町と協定を結んでいる(一社)群馬県宅地建物取引業協会に仲介を依頼しています。(契約が成立すると仲介手数料がかかります。)

注2：この制度は町内にある空き家等の賃貸又は売買を希望する所有者から物件の提供を求め、町の「空き家バンク」へ登録した情報を提供するものです。

注3：本事業はみなかみ町への定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的として実施しているものです。

注4：「宅建協会の担当業者」とは、一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会沼田支部に所属する会員で、みなかみ町空き家バンク制度に事業者登録をしている業者のことです。



《お問い合わせ先》

〒379-1393 群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地

みなかみ町役場 総合戦略課

電話0278-25-5001 FAX：0278-62-2291

メール：office-sousei@town.minakami.gunma.jp